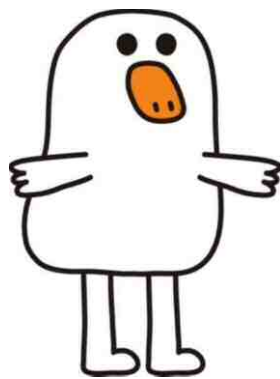


平成29年度 第2回
誰もが共に暮らすための市民会議
資料

平成29年12月22日（金） 14:00～

与野本町コミュニティセンター 多目的ルーム（大）



ノーマくん

ノーマライゼーション条例

PRキャラクター

さいたま市保健福祉局福祉部障害政策課

第2回誰もが共に暮らすための市民会議 次第

日時：平成29年12月22日（金）14時00分から16時30分まで

会場：与野本町コミュニティセンター 多目的ルーム（大）

1 開 会（14時00分から14時25分まで）

- ・事務局挨拶
- ・座長挨拶
- ・本日のテーマの説明

2 議 題

- ・グループ討議（班毎の話し合い）（14時25分から15時45分まで）

○自己紹介

○次期障害者総合支援計画（案）について

（15分間休憩）

- ・全体発表（16時00分から16時20分まで）

3 閉 会（16時20分から16時30分まで）

- ・座長まとめ

誰もが共に暮らすための市民会議の手引き

1. 目的

- ①「誰もが共に地域で暮らせるさいたま市」を目指すため、市民が主役となって話し合い、意見交換する場をつくる。
- ②障害のある人、家族、関係者や市民が集まることで、コミュニケーションの輪をつくる。
- ③市民の声を政策に反映させる。

2. 当日の話し合いのすすめ方

みんなが話し合いに参加できるよう、グループに分けて話し合いを行います。

- ① 1グループ10～15名くらいで話し合いをし、意見を出し合います。
- ②各グループに会議進行役をおきます。
- ③書記やタイムキーパー（時計係）は事務局が行います。
- ④各グループの会議進行役と参加者は、みんなが話しやすい雰囲気づくりを心がけます。

3. 話し合いルール

- ①話すときは、会議進行役の呼びかけによって、話し始めてください。
（会議進行役が話す人を指名します）。
- ②みんなが発言できるよう、1回あたり3分くらいを目安として発言してください。ただし、障害の特性にあわせて、お話される時に特別な配慮が必要な方は、5分くらいを目安とします。
- ③他の人が話しているときは、途中でさえぎらず、最後まで聞きましょう。
- ④話し合いの相手を攻撃したりせず、意見として受け止めてください。少人数意見を大切にしましょう。
- ⑤特定の個人や団体の悪口や傷つけるような発言はしないようにしましょう。
- ⑥みんなが発言しやすいような雰囲気になるよう心がけてください。また、限られた人だけが発言するのではなく、発言したい人みんなが発言できるよう気を配りましょう。
- ⑦個人的な内容についての発言は、個人情報やプライバシーを守るため、会の後に、個人がわかる形で、他の人に話すことは禁止します。

※ みなさんで、よりよい話し合いをするために、ご協力をお願いします。

話し合いを続けることが不可能と判断した場合は、話し合いを中止することもあります。

さいたま市障害者総合支援計画案について

1 計画策定に係るスケジュール

平成29年 9月 素案策定

平成29年10月 パブリック・コメントの実施

平成29年12月 計画案の作成（パブリック・コメントや他計画との整合性を踏まえた修正）
第2回市民会議

平成30年 1月 第2回障害者政策委員会

平成30年 2月 計画策定

2 パブリック・コメント結果概要

(1) 意見数 意見提出者 91人、意見件数 238件

(2) 主な意見 以下の表のとおり

(詳細は「さいたま市障害者総合支援計画（素案）」に対する意見一覧のとおり)

意見項目	意見概要	計画における施策	件数
福祉人材の確保 (P. 81)	障害福祉事業所における職員の待遇改善、職員確保、職員定着のための支援が必要である。	現状や課題を踏まえ、新たに「人材の確保」を計画に位置付け、障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援に取り組みます。 【計画を修正】	30
障害者の危機対策 (P. 96)	福祉避難所の確保、避難行動要支援者名簿の活用促進を図ってほしい。	福祉避難所の確保に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を自主防災組織、自治会、民生委員に提供し、見守りや防災訓練等における活用を促進します。	15
グループホームの整備 (P. 77)	グループホームに入居したくても入居できない状況があるため、グループホームの整備が必要である。	今年度実施したグループホームへの入居希望調査の結果を踏まえ、3か年で180人分の定員を増加する計画としています。 【計画を修正】	14
障害者の就労支援 (P. 86)	障害者の就労支援に関する取組の充実や、視覚障害、聴覚障害、高次脳機能障害等の障害特性に合わせた支援が必要である。	様々な障害特性に対応するため、関係機関と連携して専門性の高い就労支援を行います。 新たに「障害者の働く場づくりの推進」を計画に位置付け、障害者の就労体験支援やソーシャルファームの創設支援を実施します。 【計画を修正】	12
障害福祉サービス提供事業者の参入促進 (P. 112、116、118、123)	今年度社会問題化した就労継続支援A型事業所の、経営悪化を理由とした閉鎖、大量解雇問題などを踏まえ、営利を目的とする企業等は障害福祉分野へ参入しないでほしい。	利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。 【計画を修正】	11

意見項目	意見概要	計画における施策	件数
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (P. 104)	訪問型支援（アウトリーチ）の充実、家族支援の充実、住まいの確保・地域の助け合い、医療と福祉の積極的な連携を図るべきである。	障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供できるよう、関係機関の重層的な連携による支援体制の構築を図ります。	7
障害者生活支援センターの充実 (P. 80)	基幹相談支援センターを10区に配置すべきである。	基幹相談支援センターの整備を行います。	7
「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施 (P. 61)	参加者が十分に意見交換できることも重要だが、意見が障害者政策委員会に報告され、政策や計画に反映されることも重要である。	障害福祉施策の実施状況や課題等について十分な意見交換が行われ、ノーマライゼーション条例の理念を踏まえた施策が実施されるよう、市民会議について見直しを行います。	6
共同生活援助（グループホーム） (P. 117)	グループホームの経営基盤を安定化させる運営費に対する補助制度を創設すべきである。	グループホームの運営安定化を図るため、十分な報酬単価とするよう、国に要望するとともに、国の動向を注視しながら運営費補助の必要性について検討していきます。	5
ライフステージを通じた切れ目のない支援 (P. 68)	幼稚園等から小学校へ上がる就学時や特別支援学校卒業時等において、切れ目のない支援が必要である。	ライフステージを通じた切れ目のない支援を図るため、関係機関が相互に連携して取組を進めます。	3
意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する施策 (P. 84)	視覚障害や高次脳機能障害等の障害特性についても配慮してほしい。	様々な障害の特性によって意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して必要な配慮を行います。併せて、障害特性に関する理解促進を図ります。	3
高次脳機能障害に関すること (P. 30、72、104)	「アンケート調査等から見る障害者（児）の状況」において高次脳機能障害に関する事項を記載してほしい。 「精神障害者を支える地域包括ケアシステム」において、精神障害に高次脳機能障害を含むことを明確化してほしい。	「アンケート調査等から見る障害者（児）の状況」において、高次脳機能障害に関して記載するとともに、「精神障害者を支える地域包括ケアシステム」において、精神障害に高次脳機能障害を含むことを記載しました。 【計画を修正】	2